

電子契約の全庁利用 の開始について



電子契約とは…

書面の契約書に印鑑を押印して契約締結する方法に代わり、インターネット上にアップロードした契約書の電子データに対して「電子署名」を行うことで契約締結する方法です。

長岡市では、電子契約サービス「クラウドサイン」を導入しています。

※今までどおり、紙面の契約書で契約締結することもできます。

電子契約のメリット

- ・収入印紙代の負担なし
- ・事務作業の効率がアップ

例) 紙の契約書と解体工事に要する費用等や長岡市委託契約条項の製本作業が不要

電子契約導入スケジュール

1. 令和7年1月から

契約検査課が取り扱う次の契約

- ・建設工事
- ・測量及び建設コンサルタント等業務委託
- ・物品

2. 令和7年9月から

長岡市で契約する全ての契約

(書面で行うことが法令等で規定されている契約を除く)

※請書は電子契約サービス対象外です。

利用の流れ

- ① 受注者決定後、電子契約利用同意書及び契約に必要な書類を長岡市に提出
- ② 長岡市が契約書をアップロード
- ③ 長岡市→受注者の順で電子署名
- ④ 契約締結（契約書原本となる電子データを保存）

問い合わせ先

各課の契約事務担当者（各課で執行する契約）

財務部契約検査課（契約検査課で執行する契約）

契約検査課工事契約係・物品契約係

電話番号：0258-39-2210（直通）

メールアドレス：keiyaku@city.nagaoka.lg.jp

